

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ■ 2023年5月1日より賃金のデジタル払いが施行されます

旧年中は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございました。本年も貴社の更なる発展のため、微力ながら尽力して参りますので、変わらぬお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

弊所ニュースレターでは、本年も労務に関する身近な情報をお届けしてまいります。快適な職場環境の形成に貢献できるよう尽力してまいりますので、ぜひご覧ください！

### ■ 賃金のデジタル払いとは？

2022年11月28日、厚生労働省は、賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への賃金支払い）を可能とする労働基準法施行規則の改正省令を公布し、関係通達を発出しました。

賃金のデジタル払いとは、企業が銀行の口座を介さず、スマートフォンの決済アプリや電子マネーを利用して振り込むことができる制度となり、この制度により企業は、労使協定を締結したうえで労働者から個別同意を得れば、厚労大臣の指定を受けた移動業者の口座に賃金を支払えるようになります。（希望しない労働者に対して強制はできません）

労働者からの同意は、書面または電磁的記録によるものとし、書面などには以下の項目を記載します。

- ・ デジタル払いを希望する賃金の範囲（定期賃金、賞与、退職金）と金額
- ・ 指定する移動業者名、資金移動サービスの名称、アカウントID、名義人
- ・ 開始希望時期
- ・ 代替口座として指定する金融機関店舗名又は証券会社店舗名、口座番号、名義人  
（移動業者の破綻時に、移動業者との間で保証委託契約を結んだ保証機関から弁済を受けるため）

なお、デジタル払いに使用できる移動業者口座は受入れ上限額は100万円に設定されておりますが、賃金支払い時に受入れ上限を超えた場合の超過分の受取り口座として代替口座を活用することもできます。

施行は令和5年4月1日で、同日から移動業者の指定申請の受付を開始する予定となりますが、既に通達では同意書の様式例も提示されており、移動業者が破綻したときの保証や、口座の受入れ上限額、資金が不正出金されたときの補償など、労働者に対して説明すべき内容も明記されており、今後は指定資金移動業者一覧や、リーフレット等も公開される予定となっております。

厚生労働省：「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/zigyonushi/shienjigyuu/03\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/zigyonushi/shienjigyuu/03_00028.html)

#### ◆ 1月の労務スケジュール

- ～1/31 12月分社会保険料納付
- ～1/10 12月分源泉徴収税額及び住民税額の納付
- ～1/31 給与支払い報告書の提出
  - ・ 給与 年末調整事務 給与賞与計算